

重度の摂食障害により著しい体重の減少が認められる患者

二十七 がん拠点病院加算の施設基準等

(1) がん診療連携拠点病院加算の施設基準

イ がん診療の拠点となる病院であること。

ロ 当該保険医療機関の屋内において喫煙が禁止されていること。

(2) 小児がん拠点病院加算の施設基準

イ 小児がんの診療の拠点となる病院であること。

ロ 当該保険医療機関の屋内において喫煙が禁止されていること。

(3) がん拠点病院加算の注2に規定する施設基準

ゲノム情報を用いたがん医療を提供する中核となる拠点病院であること。

二十八 栄養サポートチーム加算の施設基準等

(1) 栄養サポートチーム加算の施設基準

イ 栄養管理に係る診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ロ 当該加算の対象患者について栄養治療実施計画を作成するとともに、当該患者に対して当

該計画が文書により交付され、説明がなされるものであること。

ハ 当該患者の栄養管理に係る診療の終了時に栄養治療実施報告書を作成するとともに、当該

患者に対して当該報告書が文書により交付され、説明がなされるものであること。

(2) 栄養サポートチーム加算の対象患者

栄養障害の状態にある患者又は栄養管理を行わなければ栄養障害の状態になることが見込まれる患者であつて、栄養管理計画が策定されているものであること。

(3) 栄養サポートチーム加算の注2に規定する厚生労働大臣が定める地域

別表第六の二に掲げる地域

(4) 栄養サポートチーム加算の注2に規定する施設基準

イ 一般病棟入院基本料（急性期一般入院料1を除く。）を算定する病棟（特定機能病院及び許可病床数が四百床以上の病院の病棟並びに診療報酬の算定方法第一号ただし書に規定する別に厚生労働大臣が指定する病院の病棟を除く。）であること。

ロ 栄養管理に係る診療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ハ 当該加算の対象患者について栄養治療実施計画を作成するとともに、当該患者に対して当該計画が文書により交付され、説明がなされるものであること。

ニ 当該患者の栄養管理に係る診療の終了時に栄養治療実施報告書を作成するとともに、当該患者に対して当該報告書が文書により交付され、説明がなされるものであること。